

# 熊本県林業普及指導協力員活用事業実施要領

## (目的)

第1 この要領は、普及対象者の拡大、普及技術内容の高度化に対応するため、森林・林業に関する専門技術・知識を備えた人材を普及指導協力員（以下「協力員」という。）として活用し、関係機関と連携を図りながら、効率的な普及指導活動の推進を展開するため必要な事項を定める。

## (事業の内容)

第2 この事業は、次のうち必要なものを実施するものとする。

- 1 協力員による林業普及指導に対する協力活動（以下「協力活動」という。）
- 2 協力員相互の連絡調整のための連絡会議の開催
- 3 指導活動に必要な学習教材等の整備
- 4 その他必要と認められる事業

## (事業の実施)

第3 事業の実施に当たっては、次によるものとする。

### 1 協力員による協力活動

#### (1) 地域計画

① 広域本部地域振興局長（以下「地域振興局長等」という。）は、林業普及指導実施方針に即して、当該年度に行う普及指導等に協力活動が必要な場合、普及指導協力員活用事業地域計画（以下「地域計画」という。）（別紙様式1）を森林整備課長へ提出するものとする。

② 森林整備課長は、地域計画の内容を確認し、妥当と認められる場合、事業を実施する地域振興局長等に対し通知するとともに必要な予算を令達するものとする。

#### (2) 共通計画

森林整備課長は、林業普及指導実施方針に即して、林業研究指導所並びに各地域振興局で行う協力活動と、森林整備課が行う協力活動について、普及指導協力員活用事業共通計画（以下「共通計画」という。）（別紙様式2）を策定し林業研究指導所長並びに地域振興局長等に通知するとともに必要な予算を令達するものとする。

(3) 森林整備課長、林業研究指導所長及び地域振興局長等は、地域計画並びに共通計画に基づき協力員による協力活動を依頼する場合、別表の中から協力員を選び、協力員に対して協力依頼書（別紙様式3）を提出するものとする。

(4) 林業研究指導所長及び地域振興局長等は、協力員による協力活動を実施したときは、四半期ごとに協力員活動報告書（別紙様式4）を森林整備課長に提出するものとする。

### 2 連絡会議

(1) 連絡会議は、指導林家、青年林業士、樹木医、林業技士、技術士、森林インストラクタ

一、普及指導職員経験者、林業研究グループ会員の中から代表者をもって構成し、林業普及指導協力員活用事業に関する連絡調整等を行う。

(2) 連絡会議は、森林整備課長が召集する。

### 3 その他の事業

第2の3, 4に定める事業は、森林整備課長が必要に応じ実施する。

#### (附 則)

この要領は、平成7年10月16日から施行する。

この要領は、平成14年5月17日から施行する。

この要領は、平成25年12月10日から施行し、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成27年3月16日から施行する。

## 別表

名 称	要 件
指導林家	林業経営、技術等において地域の模範であり、林業後継者の育成に理解と熱意があると認められる林家
青年林業士	知事が必要と認める専門的講習会等において優秀な成績を修め、他の林業後継者の模範となりうる知識、技術等を有すると認められる者
樹木医	財団法人日本緑化センターが実施する試験に合格し、樹木医として登録された者
林業技士	社団法人日本林業技術協会が実施する養成講習会等を終了し、林業技士として登録された者
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士試験の第二次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者
森林インストラクター	社団法人全国森林レクリエーション協会が実施する試験に合格し、森林インストラクターとして登録された者、又は熊本県が実施する森林インストラクター養成講座を受講し、森林インストラクターとして認定された者
普及指導職員 経験者	林業普及指導職員として活動の経験があり、かつ現在公務員として勤務をしていない者
林業研究グル ープ会員	林業研究グループの会員であり、地域のリーダーとして活発に活動している者
森林施業プラン ナー	森林施業プランナー協会から認定森林施業プランナーとして認定を受けた者
くまもと県産 木材アドバイザー	くまもと県産木材アドバイザー養成事業により、くまもと県産木材アドバイザーとして認定された者
森林総合監理 士(フォレスター)	森林法施行規則第89条に規定する林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分に合格した者
このほか、森林・林業に関する専門知識・技術を有し、森林の総合利用、林業の振興のための指導を行う能力を有する者	

(別紙様式 1)

第 号  
年 月 日

森林整備課長 様

広域本部長  
地域振興局長

平成 年度普及指導協力員活用事業地域計画の提出について

このことについて、熊本県普及指導協力員活用事業実施要領第3の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり地域計画を策定したので提出します。

記

平成 年度普及指導協力員活用事業地域計画

( 広域本部 地域振興局)

普及指導 事 項	日 時 (時間数)	場 所	活 動 内 容	地域・対象 (人数)	普及指導 協力員氏名	経 費

- 注) (1) 活動内容は具体的に記入するとともに、普及指導協力員に依頼する理由を記載する。  
(2) 普及指導協力員氏名欄は、依頼する協力員が未定の場合、人数を記載する。  
(3) 経費欄には、旅費、報償費等の内訳及び合計金額を記載する。

(別紙様式 2)

第 号  
年 月 日

林業研究指導所長 様  
各広域本部地域振興局長 様

森林整備課長

平成 年度普及指導協力員活用事業共通計画について (通知)

このことについて、熊本県普及指導協力員活用事業実施要領第3の1の(2)の規定に基づき、下記のとおり共通計画を策定したので、事業を実施されるよう通知します。

記

平成 年度普及指導協力員活用事業共通計画

普及指導 事項	活動の期 間, 時期 (時間数)	場 所	実 施 主 体 及 び 活 動 内 容	地域・対象 (人数)	普及指導 協力員氏名	経 費

- 注) (1) 活動内容は具体的に記入するとともに、普及指導協力員に依頼する理由を記載する。  
(2) 活動の期間, 時期は、月単位等で適宜記載する。  
(3) 普及指導協力員氏名欄は、依頼する協力員が未定の場合、人数を記載する。  
(4) 経費欄には、旅費、報償費等の内訳及び合計金額(見込み)を記載する。

(別紙様式3)

第 号  
年 月 日

様

熊本県 広域本部長  
(熊本県 地域振興局長)  
(熊本県林業研究指導所長)  
(熊本県農林水産部森林局森林整備課長)

普及指導協力員協力依頼書

熊本県普及指導協力員活用事業実施要領第3の1の規定に基づき、普及指導協力員として、下記の活動に御協力頂きますようお願いいたします。

記

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 目 的
- 4 活動内容

(別紙様式 4)

第 号  
年 月 日

森林整備課長 様

広域本部長  
(地域振興局長)  
(林業研究指導所長)

普及指導協力員活用事業実施報告書

このことについて、熊本県普及指導協力員活用事業実施要領に基づく協力活動を実施しましたので、同要領第3の1の(4)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

普及指導協力員活用事業実施報告書

( 広域本部 地域振興局, 林業研究指導所)

普及指導 事項	日 時 (時間数)	場 所	活 動 内 容	地域・対象 (人数)	普及指導 協力員氏名	経 費

- 注) (1) 活動内容は具体的に記入するとともに、普及指導協力員に依頼する理由を記載する。  
(2) 経費欄には、旅費、報償費等の内訳及び合計金額を記載する。